

## 原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

1. 修正年月日  
平成25年3月18日
2. 修正対象発電所  
美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所
3. 主な修正内容

項 目	内 容
原子力災害 予防対策の 充実	<p><b>○発電所緊急時対策所</b> 発電所緊急時対策所の場所・面積・自然災害への耐性、非常用電源および燃料、通信設備等に関する記載を追記</p> <p><b>○本店緊急時対策室（原子力施設事態即応センター）</b> 本店緊急時対策室（原子力施設事態即応センターを含む）の場所・面積・自然災害への耐性、非常用電源および燃料、通信設備等に関する記載を追記</p> <p><b>○原子力事業所災害対策支援拠点</b> 非発電所および発電所外に設置する原子力事業所災害対策支援拠点の設置場所、発電所からの距離・面積・自然災害への耐性、非常用電源および燃料等に関する記載を追記</p> <p><b>○国が整備する統合原子力防災ネットワークへの接続等</b> 国の統合原子力防災ネットワークへの接続およびこれに接続する通信設備（テレビ会議システム、電話、ファクシミリ、原子力データ伝送システム）の整備、運用に関する記載を追記</p> <p><b>○原子力防災訓練</b> 原子力防災訓練実施後の評価の実施、原子力規制委員会への報告およびその要旨の公表に関する記載を追記</p> <p><b>○原子力緊急事態支援組織</b> 原子力緊急事態支援組織との連携および当該組織が保有する資機材操作員の育成に関する記載を追記</p>
緊急事態 応急対策 の実施等	<p><b>○緊急事態の通報・報告</b> 原子力災害対策特別措置法改正に伴い、通報・報告先の対象として発電所から半径30km圏内の都道府県が対象となることの追記や通報・報告先の名称の適正化に伴う修正</p>